

令和元年第8回高梁市教育委員会（臨時）会議録

1. 招 集 令和元年8月5日 午後4時00分
2. 開 会 令和元年8月5日 午後4時00分
3. 閉 会 令和元年8月5日 午後4時30分
4. 会議の種別 臨時会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏 名	出欠の別	備 考
1	川 上 は る 江	出 席	
2	吉 川 昭	出 席	
3	渡 邊 あ り さ	出 席	
4	藤 井 祥 生	出 席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
—	—	

8. 会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 田 幸 伸	
教 育 次 長	竹 並 信 二	
参 与	田 村 啓 介	
教 育 総 務 課 長	大 福 克 志	
学 校 教 育 課 長	石 原 洋 重	
社 会 教 育 課 長	渡 辺 丈 夫	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	藤 井 正 宣	
文 化 セ ン タ ー 所 長 代 理	原 田 貴 子	
教 育 総 務 課 総 務 係 長	村 上 靖 恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
議案第52号	令和2年度高梁市立小学校使用教科用図書の採択について	可決
議案第53号	令和2年度高梁市立中学校使用教科用図書の採択について	可決
議案第54号	令和2年度高梁市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	可決
議案第55号	令和2年度高梁市立高等学校使用教科用図書の採択について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第3番 渡邊 ありさ

第4番 藤井 祥生

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

## 第8回教育委員会（臨時）会議議事要録

### 1. 開会

教育長あいさつ

本日の臨時会は、令和2年度の教科用図書の採択についてである。よろしく願います。

### 2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

### 3. 議事

学校教育課長	議案第52号「令和2年度高梁市立小学校使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第52号は、可決する。
学校教育課長	議案第53号「令和2年度高梁市立中学校使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第53号は、可決する。
学校教育課長	議案第54号「令和2年度高梁市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第54号は、可決する。
学校教育課長	議案第55号「令和2年度高梁市立高等学校使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第55号は、可決する。

### 4. その他

教育委員	子どもの減少とともに保護者も少なくなっているが、PTAの各種会議や行事への参加が非常に負担になっているという声を多くの保護者から聞く。また、教員にとっても、PTAの活動が負担になっているのではないかと。学校への支援は当然のことであるし、続けていくべき活動内容もあるが、明らかに不要なものはやめる等、PTAのあり方や活動内容を見直す時期に来ていると思う。子どもと接する時間を持つことが教育上最も重要であるのに、その時間を割いてまで活動に参加しなければならないような状況となっているので、教育委員会としても考える必要があるのではないかと。例えば、先日行われた教育アドバイザー・下地敏雄さんの講演会にしてみても、集客予定の半数ほどしか集まっておらず、そもそも実施する必要があったのかとも思っている。
------	--

社会教育課長	<p>8月3日開催の「子どもと親の学習フェスタ」に関してのご意見と思われるが、この行事は、市内の子どもたちに関わる各種団体とPTAが共同で実行委員会を組織し、実施しているものである。その中の教育講演会については、PTAの主催事業となっており、動員についてもPTAの役員で話し合われた上で決定されているものと認識している。PTAの中で議論され必要ないということになれば、教育講演会をやめることも一つの選択肢ではないかと考える。</p>
教育長	<p>教育委員会には社会教育主事を置いているが、その職務は社会教育法で、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされており、ただし命令、監督をしてはならないと定められている。PTAも社会教育関係団体であるが、基本的に社会教育はそれぞれで主体性を発揮して活動いただき、そのために必要な専門的なアドバイスや支援を行うのが社会教育主事の役割である。PTAの活動内容については、PTAで決めていただき、教育委員会としても必要な支援は行っていく。PTAの皆さんが負担と思われることがあるのであれば、柔軟に考え、どんどん変えていかれてもよいと思う。</p>
教育委員	<p>今回の講演会についてはPTA主催で、PTAが決めたことであるので、教育委員会は全く関係がないということか。</p>
社会教育課長	<p>全く関係がないということではなく、実行委員会の事務局は社会教育課に置いているので、講師手配の事務手続き等は行わせてもらっている。「子どもと親の学習フェスタ」に関しては、これから事後の実行委員会が行われるので、記念講演会が負担になっているというご意見もあるということもきちんとお伝えし、今後に向けて検討できるようにしたい。</p>

5. 閉会 午後4時30分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年8月22日

署名委員 渡辺 ありさ

署名委員 藤田 洋五

作成職員 村上 靖恵